

1. 基本情報

- (1) 国名：ケニア共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：モンバサ郡
- (3) 案件名：モンバサ経済特区開発計画 (Mombasa Special Economic Zone Development Project)
- (4) 事業の要約：本事業は、モンバサ南岸に位置するドンゴクンドゥ地域にケニア初の経済特区を設置するために必要となる周辺インフラのうち、早期着手が必要な港湾設備等の整備を行うことにより、同地域における投資環境の改善を図り、もって同国の経済インフラ整備に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における民間セクター開発／モンバサ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ケニア政府は産業育成や雇用創出による貧困削減及び経済開発の観点から、海外直接投資の誘致を重視しており、経済特区（SEZ）法の整備や SEZ 庁の設立の準備を進めている。国家開発計画「Vision 2030」においても経済開発は 3 本柱の一つに据えられており、「ドンゴクンドゥの自由貿易港の建設」及び「SEZ 開発」が優先事業として位置付けられている。「モンバサ経済特区開発事業」（以下「本事業」という。）の対象地であるモンバサは、ウガンダやルワンダに続く北部回廊の起点に位置し、かつ、ケニア唯一の国際貿易港を擁する。このためモンバサは、ケニア政府により SEZ 建設候補地として指定されており、ケニア政府の要請に基づき JICA は技術協力「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」（以下「モンバサ SEZ M/P」という。）を実施中である（2015 年 8 月に完成予定）。モンバサ SEZ M/P では、モンバサのドンゴクンドゥ地域において SEZ の運用を開始するために必要なインフラとして、電力、上下水道、排水、道路、港湾等が特定されているが、SEZ の機能の発現のためには他のインフラと比較して工期の長い港湾設備建設への早期着手が必要である。かかる背景により、本事業では、港湾及び同港へのアクセス道路の整備を協力対象とすることが求められており、その他の周辺インフラについてはケニア政府の自己資金、他ドナーによる支援及び民間投資による整備が行われる予定である。なお、モンバサ港の取扱貨物量（コンテナ含む）は今後さらに増加が見込まれているが（2015 年：1,879 万トン→2020 年：2,690 万トン→2025 年：3,600 万トン）、既存の港湾施設に円借款「モンバサ港開発事業」のフェーズ 1（2007 年承諾）及びフェーズ 2（2015 年承諾）で整備される予定のコンテナバース No.20~22 を加えても 2025 年にはモンバサ港の貨物取扱容量が不足すると予測されている。したがって、本事業はモンバサ港の貨物取扱能力の更なる増強に貢献する開発事業としても期待されている。

- (2) 民間セクター開発／モンバサ地域に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

我が国は、2013 年 6 月に開催された第 5 回アフリカ開発会議において、民間の貿易を促進し、アフリカの成長を後押しするため 65 億ドルの公的資金をインフラ整備に投入することを宣言し、また、5 大成長回廊への支援を表明した。「対ケニア共和国国別援助方針（2012 年 4 月）」では、「経済インフラ整備」を重点分野の一つとしており、本事業は同分野の開発課題「民間セクターの開発」の中の「貿易・産業振興プログラム」に位置付けられる。本事業は、これら国際公約や対ケニア協力方針に合致している。

(3) 他の援助機関の対応

民間セクター開発分野では、韓国が副大統領府に SEZ アドバイザーを派遣中。

(4) 本事業を実施する意義

本事業はケニアの開発課題・政策、我が国の国際公約及び援助方針に合致しており、本事業の実施を支援する必要性及び妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的：本事業は、モンバサ南岸に位置するドンゴクンドゥ地域にケニア初の経済特区を設置するために必要となる周辺インフラのうち、早期着手が必要な港湾設備等の整備を行うことにより、同地域における投資環境の改善を図り、もって同国の経済インフラ整備に寄与するもの。

② 事業内容

- i. 施設、機材等の内容：浚渫、バース・アクセス道路の建設、保安システム調達
- ii. コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：(i) 詳細設計、入札補助、施工監理、(ii) 港湾ターミナルオペレーター選定補助、及び(iii)自由貿易港を含む経済特区（SEZ）新設に必要な政府の能力強化支援等
- iii. 調達・施工方法：

③ 他の JICA 事業との関係：2014 年～2015 年にかけてモンバサ SEZ M/P を策定し、モンバサ SEZ 開発に必要な開発ビジョン・コンセプトの決定、誘致産業・機能の選定、インフラ整備計画の策定、及び SEZ 運営体制の検討等を行っている。モンバサ SEZ M/P の中で、本事業は早期着手が必要な案件の一つとされている。2015 年 8 月からはモンバサ SEZ M/P のフォローアップとして、「産業開発アドバイザー」を産業化省に派遣し、SEZ 法の整備及び SEZ 庁の設立のために必要な側面支援等を行う予定。また、円借款「モンバサ港開発事業」のフェーズ 1 及びフェーズ 2 を通じて、モンバサ港のコンテナ取扱能力の増強を支援中であることに加え、技術協力「モンバサ・ドンゴクンドゥ港開発計画策定支援プロジェクト」（2014 年～2015 年）を通じてモンバサ港全体のマスタープランの策定を支援中。さらには、円借款「モンバサ港周辺道路開発事業」（2012 年承諾）にて、ドンゴクンドゥ地域と北部回廊を繋ぐ道路及び橋梁の建設を支援中。

(2) 事業実施体制

- ① 借入人：ケニア共和国政府（The Government of the Republic of Kenya）
- ② 事業実施機関／実施体制：ケニア港湾公社（Kenya Ports Authority : KPA）
- ③ 他機関との連携・役割分担：モンバサ SEZ M/P を通じて JICA は SEZ 法の整備支援を行っているが、国際金融公社(IFC)は SEZ 法の下に位置付けられる SEZ 細則の策定を支援中。
- ④ 運営／維持管理体制：KPA 又は KPA から委託された民間企業が港湾の運営・維持管理を担う。KPA はこれまで国内で類似の設備の運営・維持管理経験を有しており大きな問題は想定されないが、必要な能力向上支援策については協力準備調査で確認する予定。また、SEZ 庁が SEZ の監督官庁として機能するために必要な組織体制及び能力強化策も同調査にて確認する。

(3) 環境社会配慮

- ① カテゴリー分類 ☐A ☒B ☐C ☐FI
- ② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010

年 4 月公布) に掲げる港湾及び道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

- (4) 横断的事項：特になし。
- (5) ジェンダー分類：協力準備調査にてジェンダー主流化ニーズを確認する。
- (6) その他特記事項：事業対象地域の対岸において円借款により整備中の「モンバサ港開発事業」フェーズ 1 及びフェーズ 2 は、本邦技術（軟弱地盤における埋立工事）の活用をケニア側から要請された。本事業で整備する港湾についても、同様の本邦技術の活用を検討する。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の港湾整備事業であるインドネシア「ドマイ港開発事業 II」(1998 年承諾) の事後評価等では、総合的な物流の改善のためには港湾施設の整備のみならず、港湾へのアクセス道路を一体的に整備する必要性が指摘されている。本事業では、港湾から SEZ 内の幹線道路までのアクセス道路についても支援対象とし、一体的な開発を推進する予定。

また、過去の経済特区開発事業であるタイ「東部臨海開発計画」(1982 年～1993 年にかけて承諾) の事後評価等では、大規模な地域開発と工業化は、当該地域への人口流入を招き、都市部の公共サービス需要を増大させることから、これら公共サービス需要への対応には地方自治体の役割が重要との指摘がされている。本事業対象地域及びその周辺に住む住民への公共サービスの提供については、モンバサ郡及びクワレ郡が担う予定であることから、協力準備調査を通じてこれら自治体の財源確保・組織強化に必要な方策を検討する予定。

以 上

〔別添資料〕 地図

モンバサ経済特区開発計画 地図

